

再就職準備金貸付 返還免除対象業務一覧

対象となる事業所・施設種別	対象となる職種
訪問介護	介護職員等、主たる業務が介護等の業務 (相談業務、施設長業務は含まない)
訪問入浴介護	
通所介護	
通所リハビリテーション	
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	
特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型通所介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
第一号訪問事業	
第一号通所事業	

※福岡県内において、一覧に記載の業務に、1年あたり180日以上継続従事することを前提としています。

※派遣は対象にはなりません。

※福岡県内で返還免除対象業務に従事した日から、2年間（在職期間720日以上かつ業務に従事した日数が360日以上）返還免除対象業務に従事した際には、返還免除申請が必要です。

※貸付時の従事先を退職し、退職した月の翌月までに福岡県内において一覧に記載の業務に再従事した場合は、継続従事とみなします。その際には、返還猶予申請が必要です。